

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 17 日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県岩国市飯田町二丁目8番1号

氏 名 日本製紙株式会社 岩国工場

工場長 中村 真一郎

電話番号 0827-24-6407

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製紙株式会社 岩国工場
事業場の所在地	山口県岩国市飯田町二丁目8番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	紙・パルプ製造業
②事業の規模	日本製紙(株) 資本金 約 1,048 億円
③従業員数	日本製紙(株)岩国工場 531 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	図-1 化成品製造フローを参照、及び添付資料-3を参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

資料-2 管理体制参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	別紙2の通り
	排出量	—	—
	（これまでに実施した取組） ・生産計画の見直しによる工程洗浄回数の減少 ・生産の安定化による不良品発生抑制		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	別紙2の通り
	排出量	—	—
	（今後実施する予定の取組） ・生産計画の見直しによる工程洗浄回数の減少 ・生産の安定化による不良品発生抑制 [製造設備の増強により、排出量の大幅な削減は困難と予想]		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の生産設備で、引火性廃油と特定有害廃油を分別
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 設備の大きな変更計画は無いため、分別の現状を継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	別紙2の通り
	全処理委託量	—	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・生産計画の見直しによる工程洗浄回数の減少 ・生産の安定化による不良品発生抑制 		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	別紙2の通り
	全処理委託量	—	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・生産計画の見直しによる工程洗浄回数の減少 ・生産の安定化による不良品発生の抑制 <p>※製造設備の増強により、排出量の大幅な削減は困難と予想</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	396.14 t	
	(今後実施する予定の取組)		
2018年(平成30年)10月、全ての産業廃棄物処理委託(特管も含む)について電子マニフェストに移行完了。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

図-1 化成品製造フロー

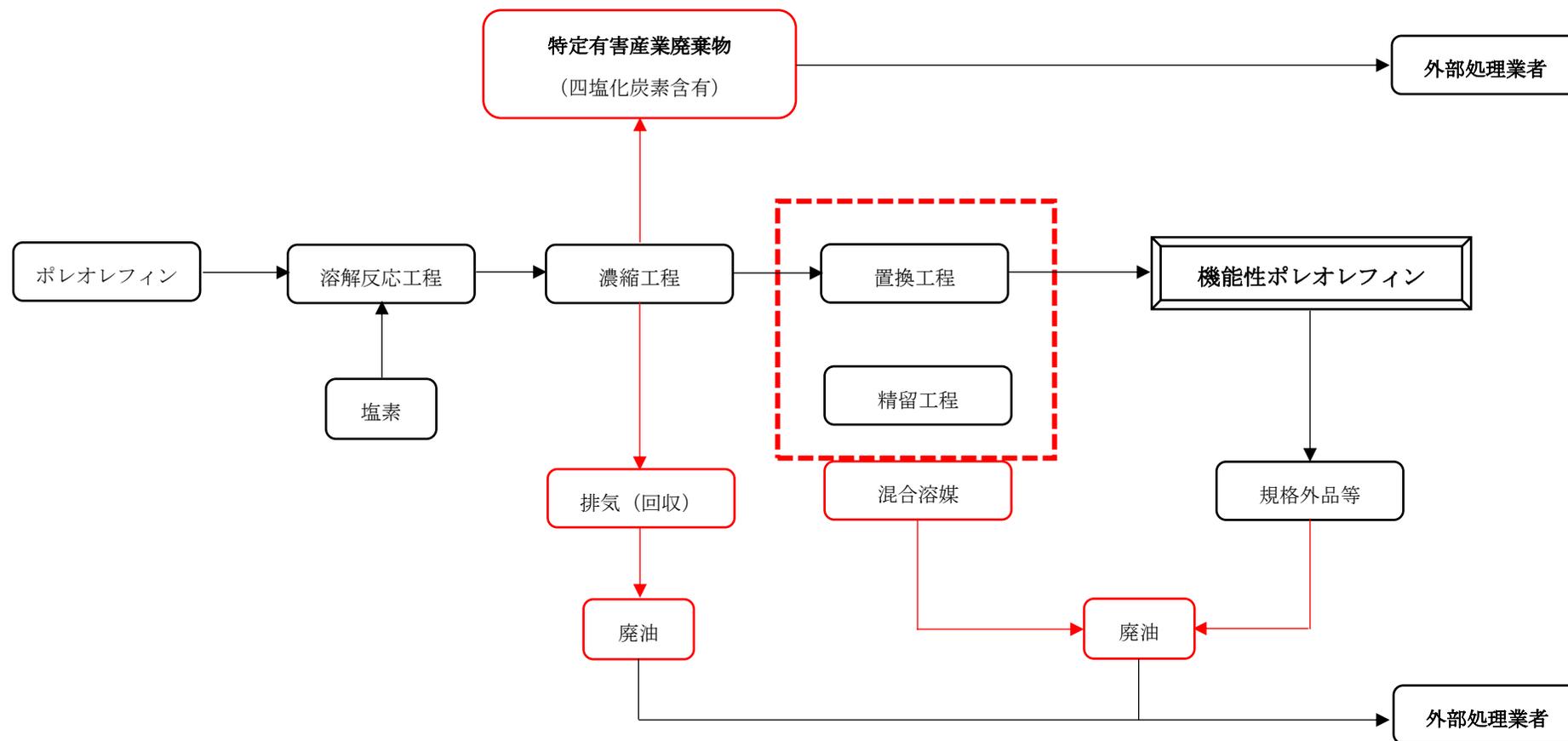
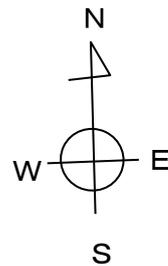


図-1 工場配置図



-  晒クラフトパルプ製造設備
-  洋紙製造設備
-  排水処理設備
-  焼却処理設備
-  エネルギー設備(発電・蒸気・用水)
-  化成品製造施設

図-1 製紙用晒クラフトパルプ製造フローシート

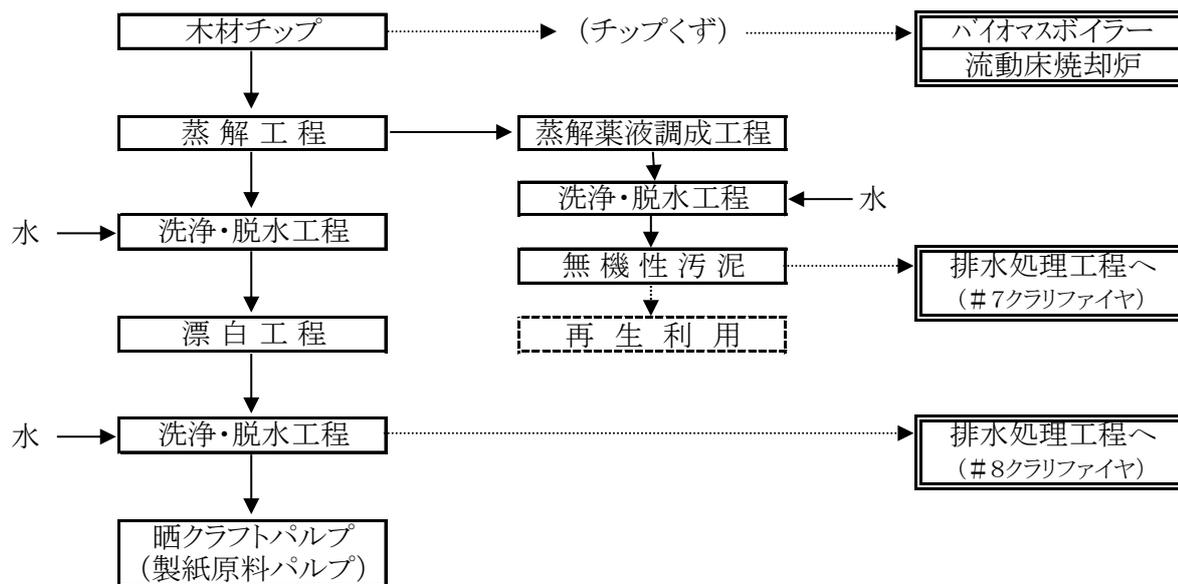


図-2 洋紙製造フローシート

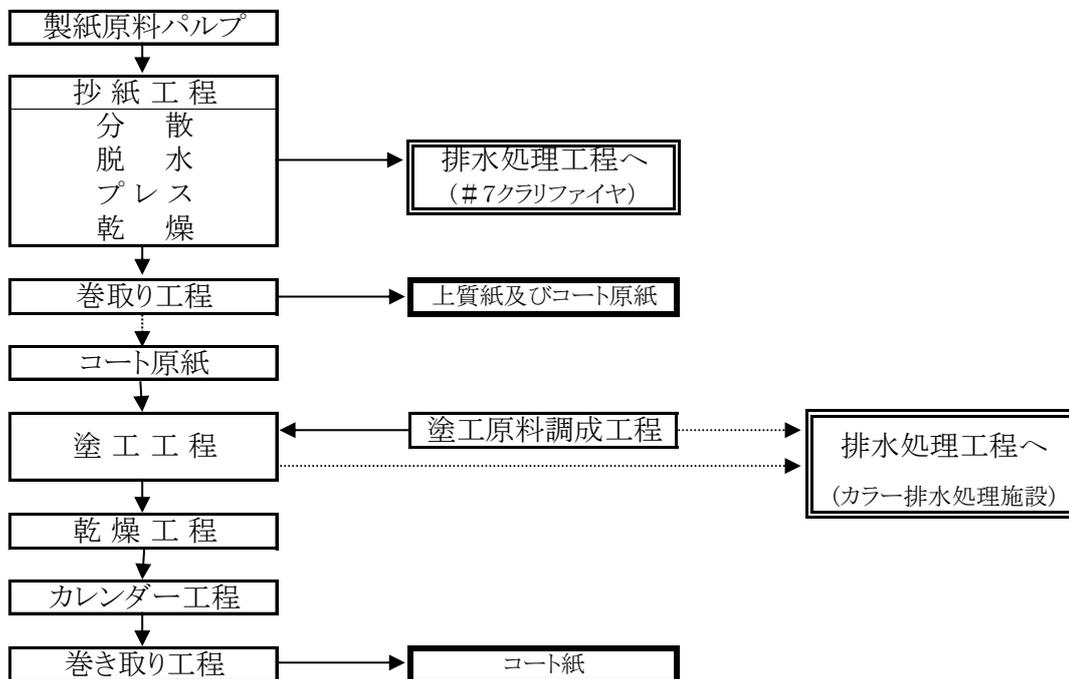


図-3 工場全体から発生する産業廃棄物

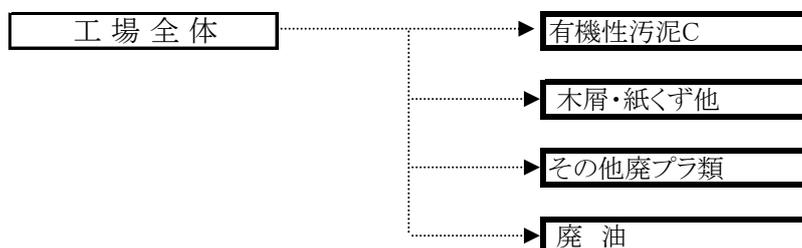


図-4 排水処理フローシート

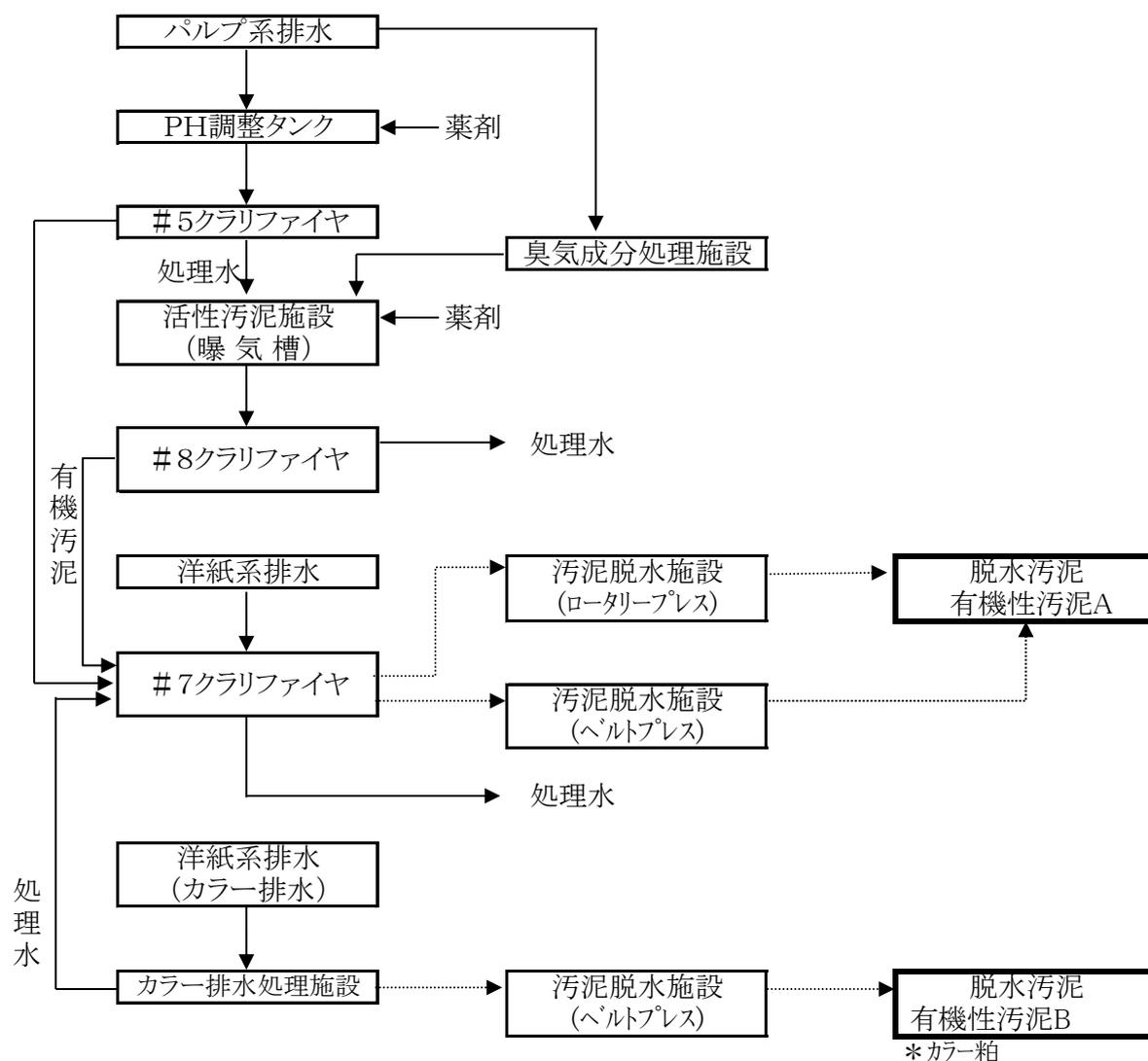


図-5 ばいじん、燃え殻の発生状況

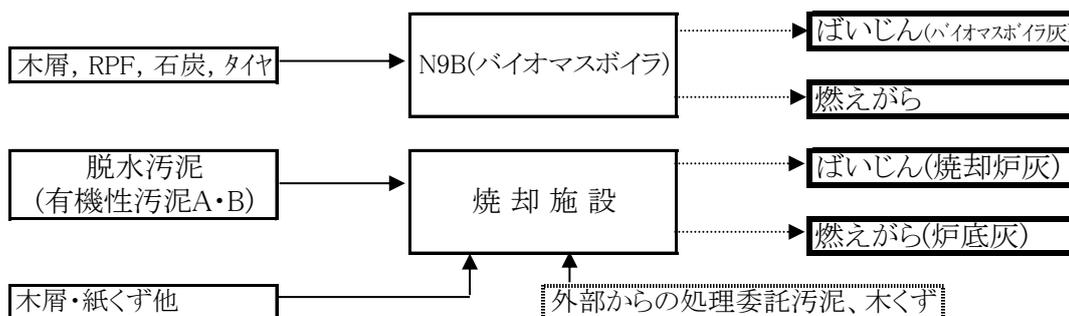
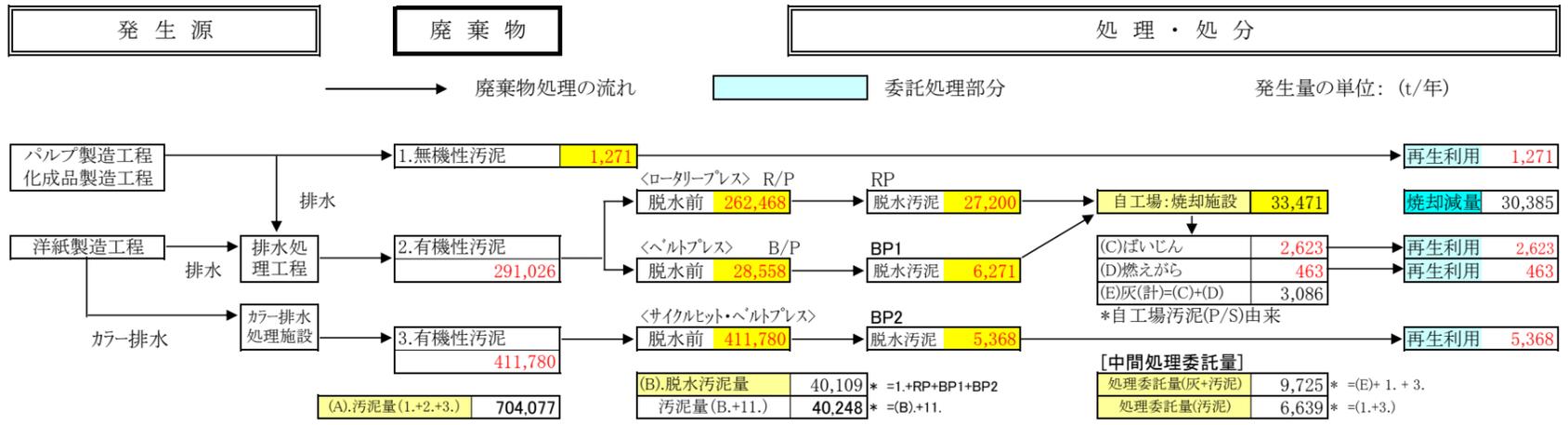


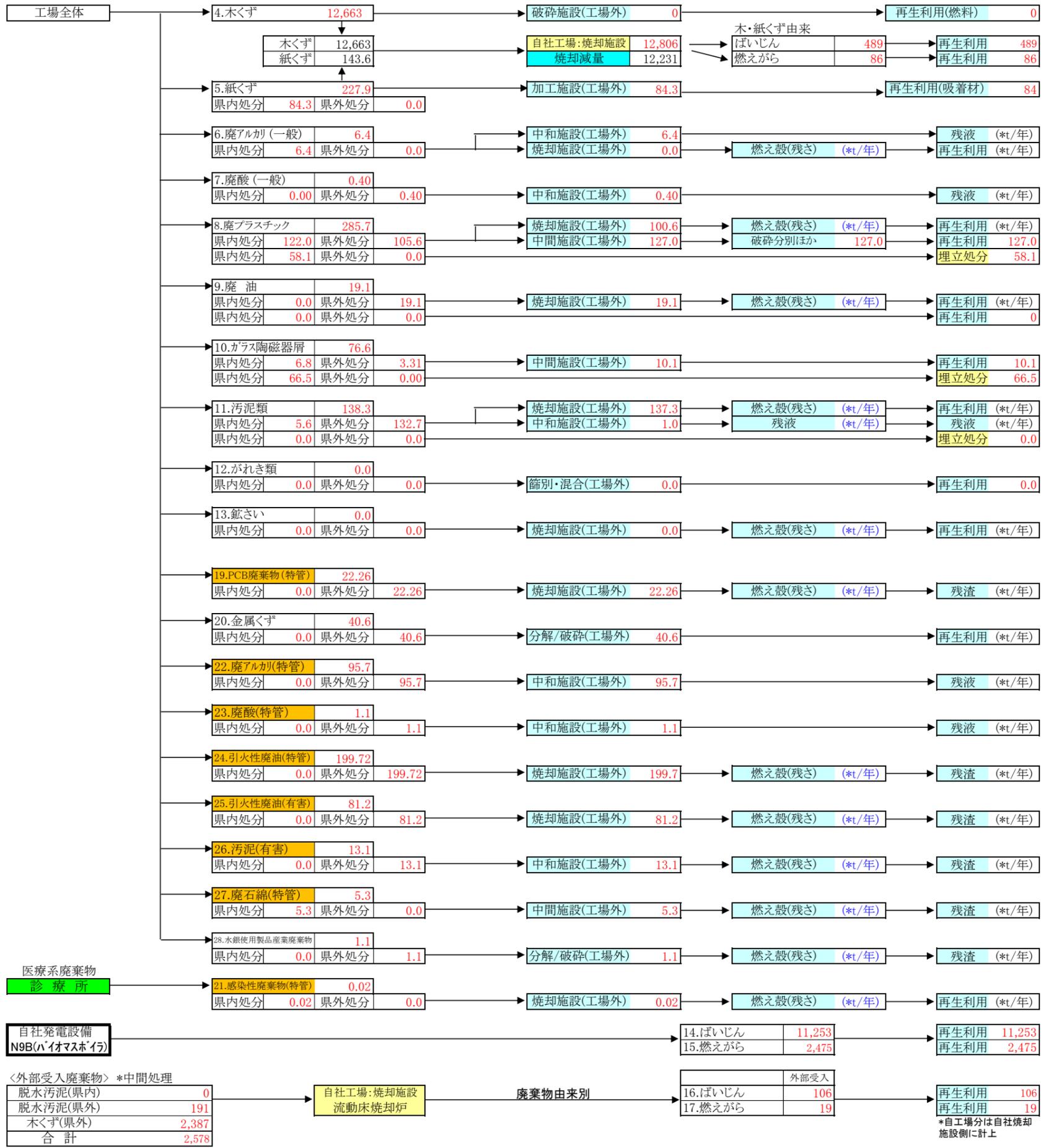
図-6 感染性産業廃棄物の発生状況



廃棄物処理フロー図 2024 年度



①汚泥発生量(総量) (1.+2.+3.+11.)	④場内中間処理(脱水) (2.+3.)	⑤場内熱回収(焼却) (R/P+B/P)	⑥中間処理した残渣 (BP2)	⑦中間処理減量 (④-⑥)	⑫-1再生利用量(県内) (1.+BP2)	⑫-3場外焼却処理(県内) (11.の内、県内)	⑫-4場外焼却処理(県外) (11.の内、県外)
704,215	702,806	291,026	5,368	697,438	6,639	5.60	132.69



	流動床焼却炉 *各焼却物由来の推定量(受入量、水分、灰分より推定し算出)												N9ボイラー		流動床+N9B				
	@ 汚泥(P/S)			紙屑			木屑			外部受入			合計			県外	県内	県外	県内
	@2県外	@1県内	(小計)	県外	県内	(小計)	県外	県内	(小計)	県外	県内	(小計)	県外	県内	(小計)	県外	県内	県外	県内
ばいじん	1,030	1,593	2,623	2.2	3.3	5.5	190	293	483	42	65	106	1,264	1,954	3,218	2,214	9,039	3,478	10,993
燃えがら	0	463	463	0.0	1.0	1.0	0	85	85	0	19	19	0	568	568	0	2,475	0	3,043
Total	1,030	2,056		2.2	4.3		190	379		42	83		1,264	2,522		2,214	11,514	3,478	14,036
合計	3,086			6.4			568			125			3,786			13,728		17,514	

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名称	日本製紙株式会社 岩国工場	所在地(市町名)	岩国市	事業の種類	紙・パルプ製造
------------	---------------	----------	-----	-------	---------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項											
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
特別管理産業廃棄物	廃油	280.92	280.0	0	0	0	0	0	0	0	0	280.92	280.0	280.92	280.0	0	0	0	0	0	0	280.92	280.0
	廃酸	1.1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	1.1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃アルカリ	95.7	90.0	0	0	0	0	0	0	0	0	95.7	90.0	95.7	90.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性産業廃棄物	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB	22.26	4.2	0	0	0	0	0	0	0	0	22.26	4.2	22.26	4.2	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	5.3	5.0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.3	5.0	5.3	5.0	0	0	0	0	0	0	5.3	5.0
	有害産業廃棄物	13.1	15.0	0	0	0	0	0	0	0	0	13.1	15.0	13.1	15.0	0	0	0	0	0	0	13.1	15.0
計 (B)	418.4	395.2	0	0	0	0	0	0	0	0	418.4	395.2	418.4	395.2	0	0	0	0	0	0	299.3	300.0	